文京区告示　第二百四十号

別紙記載の者について、文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則第二条及び第七条の規定による通知書は、住所及び居所が不明のため送達不能であった。

よって、高齢者の医療の確保に関する法律第百十二条の準用規定に基づき、地方税法第二十条の二の規定により公示送達する。

なお、本通知書は、本職において保管し、送達を受ける者から申し出があった場合は、これを交付する。

令和八年十一月十三日

文京区長　成澤　廣修



一　送達があったとみなす日　令和八年十一月二十日
一　交付場所　文京区役所　国保年金課
一　年度　令和七年度及び八年度相当分
一　種別　文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則第二条及び第七条の規定による通知書

公示送達書

文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則第二条の規定による通知書

送付する書類の保管場所　国保年金課

番号	被保険者氏名	相当年度（令和）
1	荻本　芳信	8
2	松田　ツネ	8
	以下余白	

公示送達書

文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則第七条の規定による通知書

送付する書類の保管場所　国保年金課

番号	被保険者氏名	相当年度（令和）
1	内藤　歌子	7
2	荒井　多喜男	7
3	高橋　陞治	8
4	平塚　五三郎	8
5	吉川　光枝	8
6	松田　ツネ	8
	以下余白	